平成２６年（フ）第１２５２３号
埼玉県北本市石戸６―81―１、住民票上の住所埼玉県北本市荒井２丁目383
債務者　清水　一彦
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５２４号
埼玉県北本市石戸６―81―１、住民票上の住所埼玉県北本市荒井２丁目383
債務者　清水　　愛（旧姓小鹿）
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５８５号
東京都豊島区池袋２丁目55―７―302
債務者　成田　利彦
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５９３号
千葉県市原市五井1624　光成３―101
債務者　渡邊　榮子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６７５号
東京都足立区梅田１丁目28―３―303
債務者　久保田賢一
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６７６号
東京都杉並区和田１丁目８―20　サンライズ武蔵野
債務者　中澤みづ穂
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６８９号
神奈川県横浜市港南区港南２丁目16―27―101
債務者　山下　義行
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６９０号
東京都豊島区池袋１丁目４―９―305
債務者　西川　真希
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６９６号
東京都清瀬市元町２丁目16―21―101
債務者　松平　朋子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７０９号
東京都足立区竹の塚１丁目23―10―203
債務者　山内　貞子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７１６号
東京都北区桐ケ丘１丁目６―３―1811
債務者　田北　好隆
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７２１号
東京都江戸川区中央２丁目17―４
債務者　佐々木淳子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７２６号
東京都北区西が丘２丁目16―５―205
債務者　鈴木　竜二
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７３０号
東京都板橋区前野町２丁目16―１―1407
債務者　小澤　　科
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７３８号
東京都豊島区巣鴨５丁目23―15―201
債務者　川村　隆弘
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７３９号
東京都江戸川区中葛西６丁目15―１―307
債務者　後藤　　実
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部